

議案第 3 2 号

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する
条例の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時
特例に関する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

財政状況等を鑑み，教育長の給料月額を減ずるため。

改 正 要 綱

教育長の給料月額を平成 2 8 年 4 月から平成 2 9 年 3 月までの間，2 0 パーセント減ずることとするもの。

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の
臨時特例に関する条例

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年石岡市条例第54号）第1条第2項に規定する教育長の給料月額を，平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間，当該金額から20パーセントを減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。